

# 競争政策は市場原理主義か

細田 孝一

1 「競争政策」は、最近よく目にする言葉であるが、その内容はあまりよく知られてはいない。競争政策については明確な定義があるわけではないが、一般には、競争法を所管する当局が「市場における競争を維持促進するために行う政策全般」を指して使用されるものであり、その具体的内容は、競争法の執行および競争が行われる環境の整備などである。競争政策とは、その名の示す通り、もっぱら市場経済体制を有する国々において経済の運営の基本的原理である自由競争を促進する政策である。

競争が行われるための環境整備で最も重要なものは、政府規制の廃止・緩和である。政府規制の緩和を競争当局が主導しているということは見逃されがちであるが、規制緩和は、競争が制限されていた分野に競争を導入することをその目的の一つとするのであるから、競争法を所管する競争当局が、競争の専門機関としてかわりを持ってきているのである。

2 わが国における規制緩和は、1979年のOECDの規制緩和に関する理事会勧告が行われたことを受けて、公正取委員会が1982年に規制緩和に関する報告書を公表したことに始まるといっても過言ではない。同報告書は、規制の強い16業種を取り上げて、規制がそもそも必要か、規制の目的に照らして過剰な規制になっていないかという観点から検討して、その結果を報告書として公表したものである。その提言内容が結実するまでには長い年月を要したのであるが、航空、運輸、金融、電気などの規制が強かった分野で規制緩和が進展し、料金の低下などの利用者・消費者にとっての利益が生み出されたということについては、ここで事例を紹介するまでもないであろう。重要なことは、この規制緩和の視点が、効率性の増進ではなく、むしろ消費者の利益に視点を置いた改革の提案であったということができる。

3 近年、とりわけ小泉内閣の下で種々の規制の改

革が行われた。この規制改革については「市場原理主義」に基づくものであり、格差の拡大など様々な弊害をもたらしたとして現在の社会・経済問題の元凶であるというような非難が浴びせられている。規制改革に対



する批判は、これによって不利な立場に置かれたと感じる層からの批判が政治的に利用されている面があることはさておき、若干の問題があったことは否定できないであろう。それは、この規制改革が、経済の活性化の一環として、もっぱら企業の足かせを取り払うということに重点が置かれていたからである。その点では、かつての消費者の視点からの規制緩和政策とは大きく異なっていることが指摘できよう（例えば、独占禁止法も企業の足かせという視点でとらえられていた面がある）。しかし、この相違は一般国民には理解し難く、競争政策にもやや逆風が吹いているようである。

4 競争政策は、企業が全く自由に振舞うことを許容する政策ではないのである。市場におけるルールに基づいた競争を促進させるものである。競争の維持・促進のためには、一見矛盾するようであるが、一定の規制が必要であることも容認するし、また、国民の安全や健康といった社会的な規制の必要性・重要性も当然認めているのである。しかし、この競争政策の真の意味を理解してもらうのはなかなか難しいことでもある。経済法が専門である筆者としては、競争政策が国民経済に果たす役割を正確に伝えていくことが使命であると感じているこのごろである。

(法学部教授)